

## 利章奨学資金運用細則

平成20年度九大細則第11号  
制定：平成21年 4月 1日  
最終改正：令和 6年 3月28日  
(令和5年度九大細則第12号)

(趣旨)

第1条 九州大学経済学部卒業生故吉田利一郎氏の生前のご意志による「九州大学学生のための奨学基金」に基づく奨学資金の運用については、この細則に定めるところによる。

(奨学金の名称)

第2条 前条に掲げる基金により給付する学資を利章<sup>りあき</sup>奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(運営委員会)

第3条 この奨学資金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学学生支援委員会をもって充てる。

(奨学生の資格)

第4条 奨学金を給付される学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 2年次以上の学部学生（留学生を除く。）
- (2) 人間性豊かで、志が高く人格的に優れていると認められる者
- (3) 学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者

(奨学金の給付の期間及び額)

第5条 奨学金を給付する期間は、第11条に規定する場合を除き、当該奨学金の給付を受けようとする者が在籍する学部の修業年限までの間とし、給付の額は、月額10万円とする。

(願書等の提出)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 所得及び世帯に関する書類

(奨学生の選考)

第7条 奨学生の選考は、運営委員会が設置する選考委員会において、面接審査等により人物、学力及び家計状況を判定の上行うものとする。

(奨学生の決定)

第8条 総長は、前条により選考された者のうちから各年度3名程度の奨学生を決定し、当該奨学生に対しその旨を通知する。

2 総長は、前項により決定された奨学生を運営委員会に報告する。

(奨学金の給付)

第9条 奨学金は、6月、8月、11月及び2月に、それぞれ3月分を奨学生に給付する。

(他の奨学金との併用)

第10条 奨学金の給付は、奨学生が日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金（以下「学外の奨学金」という。）を受給することを妨げない。ただし、学外の奨学金が他の奨学金の受給を認めない場合は、いずれかを辞退しなければならない。

2 奨学金と九州大学基金から支給される他の奨学金との併給は認められない。

(奨学生の義務)

第11条 奨学生は年度末に成績証明書及び報告書を総長に提出しなければならない。

2 前項の書類を提出しない場合は、奨学金の返還を求められることがある。

3 奨学生は、学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の廃止及び休止)

第12条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取りやめることとする。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。
- (3) 各学期末の学業成績がGPA2.5未満となったとき。
- (4) 性行が奨学生としてふさわしくない状態になったとき。
- (5) その他奨学生としての資格を失ったと認められるとき。

2 前項により奨学金の給付を取りやめた場合は、その事由が生じた時点に遡り奨学金給付額相当の返還を求めることがある。

3 奨学生の学業又は資質向上に関わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができる。

4 年度の中途において第1項により奨学金の給付を取りやめた場合は、その年度における奨学生の追加補充は行わない。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則23号)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の利章奨学資金運用細則第4条第1号の規定は、平成22年度に奨学生として決定される者から適用し、平成21年度に奨学生として決定されている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年度九大細則第20号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大細則第22号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第5号)

この細則は、平成30年7月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大細則第27号)

この細則は、平成30年12月27日から施行する。

附 則 (令和2年度九大細則第2号)

この細則は、令和2年6月19日から施行する。

附 則 (令和2年度九大細則第15号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大細則第12号)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の利章奨学資金運用細則は、令和6年度に奨学生として決定される者から適用し、令和5年度以前に奨学生として決定されている者については、なお従前の例による。